

令和6年度第2回立川市個人情報保護審査会議事要旨

1 日時 令和7年2月3日(月) 午後1時55分～午後3時15分

2 場所 立川市役所3階 303会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

立川市放課後子ども教室くるぷれ事業における個人情報の漏洩に関する報告
および今後の対応策について

【子ども家庭部子ども育成課】

(2) その他

4 出席者

(1) 委員

入谷会長、神宮副会長、福原委員、藤澤委員及び内山委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

子ども育成課長、放課後子ども教室係長及び同係主任

[事務局]

情報公関係長及び同係員

5 議 事

(1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

【諮問の概要】

令和6年9月30日に、委託事業者のシステムがサイバー攻撃により侵入型ランサムウェアに感染しデータが暗号化された事故が発生したことに伴い、その報告と個人情報保護法第66条第1項の規定に基づく安全管理措置の一環として、委託事業者に対する監督方法の見直しや今後の再発防止策について策定するもの

【審議内容】

《事故の責任の所在について》

○（委 員）

今回の漏洩可能性の原因は、第三者からサイバー攻撃を受けて事業者には

落ち度がないというのは事実か。

○（諮問実施機関）

セキュリティホールがあったかについて、市には詳しいことは話されていない。落ち度があったかは確認していない。

○（委員）

インターネットに事業者が載せた内容を見ると、ネットワークにつなげる機器と思うが、そこに脆弱性が放置され、弱いままになっていたところを狙われて入ってきたと書いている。その機器の責任については、ベンダーか事業者の情報管理者のどちらかになる。そこは一般的に明確ではない。

《事業者からの説明聴取について》

○（委員）

事業者はシステムの内情のことは詳しく話せないということだが、発注者側としてはそこがわからないと次の対策が取れない。資料4に事後報告義務とあり、説明してもらえないことはできないか。

○（諮問実施機関）

その努力はしなければいけないと思うが、市としてもシステム等に詳しくないので、何をどこまで聞いていいのかが難しいと感じている。

《今後の対策について》

○（委員）

報告にはないが、対策としてはインシデント対応マニュアルがある。誰が何をやるかという役割分担などを記載したマニュアルを作り、対応トレーニングを行う。また、バックアップしても復元できないことが多いので、そこもトレーニングを行うことが必要である。

○（事務局）

監視と定期的な報告について、何をすればいいか。

○（委員）

バージョンが最新にアップデートされていることを確認する。不審なメール対策としてトレーニングを行う業者があるので、それを活用して社員教育を定期的に行わせる。もう一つは、バックアップが適切に行われていることで、切り離して保存するか、ランサムウェア対応のバックアップに保存するかを確認する。後は、システム管理者がちゃんといるか、人事異動があってもシステム管理担当が置かれているかを確認する。

○（委員）

運営は事業者に行わせるが、情報は市が管理するものだという意識をしっかりと持って事業を行ってほしい。

○（諮問実施機関）

報告の頻度に関して、どの程度でもらうのがいいか。

○（委員）

半年、1年、人が変わるタイミングでもらうのが必要になると思う。組織によって人の変わる頻度が違うので、最低でも半年や1年で必要になると思う。

《秘密保持について》

○（委員）

今回の事故に関するやり取りの中で、事業者の企業内の情報を受けたとき市はどのように扱うか。

○（諮問実施機関）

これまで考えたことがなかったが、必要であれば対応を考えなければならないと思う。

○（委員）

民間ではNDAという秘密保持契約を結ぶことがある。

○（委員）

事業者が情報をあまり出さないという話があったので、そのような契約を

結ばば出してくれるかもしれない。

《契約について》

○（委員）

契約前に、個人情報をごどこまで扱い、どのように管理している事業者なのかチェックすることはあるか。

○（諮問実施機関）

仕様書を取り交わすところにとどまっている。

○（委員）

仕様書は契約した後の事後的な内容なので、あらかじめ契約の際に何か義務付けてそれを達成しなければ契約しないという方法もあり得る。

【審議結果】 答申を踏まえて、再発防止の措置を適切に行われたい。

(2) その他

特になし